平成２４年（フ）第１１２６号
名古屋市中川区昭明町３丁目48番地の６
ジュネス17－Ｂ棟102号
破産者　森　　将之
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１５１号
愛知県海部郡飛島村竹之郷９丁目46番地
破産者　塚原ビニール加工所こと　塚原十四廣
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１１０号
大阪市生野区巽西４丁目３番10号　レオパレス　ルミナスウエスト105
破産者　白新田幸子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６００号
大阪府枚方市渚南町12―20、開始決定時の住所大阪府枚方市西船橋２丁目47番11号
破産者　守山　元日
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５３号
大阪府豊中市桜の町５丁目３番35―202号
破産者　神谷　直次
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５５号
大阪府豊中市桜の町５丁目３番35―202号
破産者　宮本　麻保（旧姓神谷）
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０７１号
大阪市西淀川区御幣島３丁目12番13―705号
破産者　長崎　龍生
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８３号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番107―504号
破産者　ＳＢＳミノワこと　管藤　　勲
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
破産者　黒川　順也
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１７３号
大阪市浪速区湊町２丁目２番22―1021号
破産者　石神　　誠
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１７４号
大阪市浪速区湊町２丁目２番22―1021号
破産者　石神慧美子（旧姓竹中）
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２７３号
堺市中区深井中町485番地６
破産者　溝根　徳也
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３５０号
大阪府東大阪市中小阪４丁目１番15号
破産者　渡邉ミヨノ
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４１７号
大阪市鶴見区安田４丁目８番26―206号、前住所大阪府東大阪市中小阪１丁目５番19号
破産者　齋藤　容子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４１９号
大阪市住吉区苅田９丁目10番３―301号
破産者　帽子屋Ｆｌａｖａ橿原店、帽子屋Ｆｌａｖａ大和郡山店こと　桑田　照子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９０号
大阪府豊中市蛍池中町１丁目14番24号、前住所大阪府豊中市本町８丁目５番40号
破産者　辻井政大こと　辻井　一輝
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９２号
大阪府摂津市一津屋１丁目13番17号
破産者　石﨑　博政
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９号
堺市西区浜寺石津町西４丁14番２号山上ビル１Ｆ、開始決定時の住所堺市堺区楠町１丁３番18号
破産者　坂本　茂和
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
堺市西区浜寺船尾町西１丁199番地
破産者　上村　ミエ
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係